第十六条の十第一項中「、農業共同組合中央会」を削る。

第十六条の二十二の二第四項第十号イ中「本号」を「この号」に改め、「指定都市の区」の下に「若しくは総合区」を加える。

第二十四条の六の二の見出し中「第五十六条の四十」を「第五十六条の四十第一項」に改め、同条中「接続料規則」を「第一種指定電気通信設備接続料規則」に改める。

附則第三条の二の十三を削る。

附則第三条の二の十四（見出しを含む。）中「附則第七条第十三項」を「附則第七条第十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十三とする。

附則第三条の二の十五（見出しを含む。）中「附則第七条第十七項第二号」を「附則第七条第十六項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の十六（見出しを含む。）中「附則第七条第十七項第三号」を「附則第七条第十六項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の十七の見出し及び同条第一項中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十項」に改め、同条を附則第三条の二の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条第十四項の薬局等）

第三条の二の十七　法附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める薬局は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第二項第五号に規定する健康サポート薬局とする。

2　政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店及び喫茶店並びに駐車施設とする。

附則第四条第二項中「道府県知事」と」の下に「、同項第一号中「及び住所又は居所」とあるのは「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」と」を加え、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第四十二項並びに第二十三条の七の二第三項及び第四項	財務省令	総務省令
第二十三条の七第十六項第一号、第十九項第一号及び第二十八項第一号並びに第二十三条の七の二第三項第一号イ	及び住所又は居所	、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

附則第四条第七項第二号中「租税特別措置法第七十条の四第十八項」を「租税特別措置法施行令第四十条の六第四十四項」に改め、同条第十五項第四号中「賃借権等」を「地上権（民法第二百六十九条の二第一項の地上権を除く。）、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権」に改める。

附則第四条の三の次に次の一条を加える。

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の三の二　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成二十八年度における第八条の二十三第三項及び第六項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第八条の二十五第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

附則第四条の四第十五項中「附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)」を「附則第十二条の二の二第二項第五号ニ(1)」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「附則第十二条の二の二第二項第五号ハ」を「附則第十二条の二の二第二項第五号ニ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15　法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

附則第四条の五第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「附則第十二条の二の三第四項第二号ニ」を「附則第十二条の二の三第四項第二号ホ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「附則第十二条の二の三第四項第二号ハ」を「附則第十二条の二の三第四項第二号ニ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　法附則第十二条の二の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

附則第四条の五中第二十項を第二十二項とし、第十七項から第十九項までを二項ずつ繰り下げ、第十六項中「附則第十二条の二の三第三項第二号ニ」を「附則第十二条の二の三第三項第二号ホ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「附則第十二条の二の三第三項第二号ハ」を「附則第十二条の二の三第三項第二号ニ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

附則第四条の五中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項中「附則第十二条の二の三第二項第二号ホ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「附則第十二条の二の三第二項第二号ハ」を「附則第十二条の二の三第二項第二号ニ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

附則第五条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「附則第十二条の三第四項第二号」を「附則第十二条の三第三項第二号」に改め、同条第三項中「附則第十二条の三第四項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十二条の三第四項第四号」を「附則第十二条の三第三項第四号」に改め、同条第六項中「附則第十二条の三第四項第四号」を「附則第十二条の三第三項第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。